

# 都市建設常任委員会会議記録

日 時 平成30年11月21日(水曜日)

午前10時 2分 開議

場 所 水戸市議会 第1委員会室

午前10時42分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

## 1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

(第4回定例会提出予定案件)

- |                           |          |
|---------------------------|----------|
| ① 水戸市下水道事業の設置等に関することについて  | (下水道管理課) |
| ② 水戸市下水道に関することについて        | (下水道管理課) |
| ③ 水戸市下水道事業受益者負担に関することについて | (下水道管理課) |
| ④ 水戸市若宮スポーツ会館に関することについて   | (下水道管理課) |
| ⑤ 水戸市児童遊園に関することについて       | (公園緑地課)  |
| ⑥ 指定管理者の指定に関することについて      | (公園緑地課)  |
| ⑦ 指定管理者の指定に関することについて      | (住宅政策課)  |
| ⑧ 市道路線の認定及び廃止に関することについて   | (建設計画課)  |

(2) その他

## 2 出席委員(5名)

委員長	黒木 勇 君	副委員長	大津 亮一 君
委員	中庭 次男 君	委員	飯田 正美 君
委員	松本 勝久 君		

## 3 欠席委員(2名)

委員	村田 進洋 君	委員	高橋 丈夫 君
----	---------	----	---------

## 4 委員外議員出席者(1名)

議員 小川 勝夫 君

## 5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	秋葉 宗志 君		
建設部長	猿田 佳三 君	建設部技監兼 建築課長	小林 幸夫 君
建設計画課長	大森 幹司 君	道路管理課長	有金 正義 君
道路建設課長	安達 茂 君	生活道路整備 課長	川又 弘一 君

河川都市排水課長	三	村	隆	君	土木補修事務所	大	山	裕	己	君
内原建設事務所	谷	萩	幸	治	君					
都市計画部長	高	橋	涼	君	都市計画部長	川	崎	洋	幸	君
都市計画部技監兼市街地整備課長	坪		貴	之	君	都市計画部技監兼住宅政策課長	木	村		勤
都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所	加	藤	久	人	君	都市計画課長	黒	澤	純一郎	君
建築指導課長	井	原	孝	志	君	公園緑地課長	上	田		航
下水道部長	白	田	敏	範	君	下水道部副部長	弓	野	憲	一
下水道管理課長	鬼	澤	英	一	君	下水道整備課長	松	葉	光	隆
下水道施設管理事務所	渡	邊	裕	寿	君					

6 事務局職員出席者

議事係長	綱	島	卓	也	君	書記	武	田	侑	未	子	君
------	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---

午前10時 2分 開議

○黒木委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから都市建設委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、高橋委員、村田委員が所用のため、渡邊建設部技監が病気療養のため、それぞれ欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、報告事項の説明を行います。

本日は、報告事項(1)から(8)のとおり、第4回定例会に提出を予定されております案件について、説明をいただきます。なお、これらの案件につきましては、本日は説明を行うにとどめ、質疑は付託後に行いたいと思っておりますので御了承いたします。

初めに、報告事項(1)についてでございますが、報告事項(1)から(4)の4件につきましては、いずれも下水道部及び水道部の組織統合に関する事項でありますので、これらの報告事項について、一括して説明を求めたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、そのように進めさせていただきます。

それでは、(1)の水戸市下水道事業の設置等に関することについてないし(4)の水戸市若宮スポーツ会館に関することについて、以上4件について、執行部から説明願います。

鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 水戸市下水道事業の設置等に関することについてから水戸市若宮スポーツ会館に関することについてまでの4件につきまして、御説明申し上げます。

これら4件につきましては、先日の行財政改革調査特別委員会で御説明した、改正、廃止を必要とする13件の条例のうち、下水道部所管の4件について、御説明させていただくものです。

まず、水戸市下水道事業の設置等に関することにつきまして、お手元の下水道管理課提出の資料により御説明いたします。

1の廃止理由につきましては、現在、地方公営企業法の財務規定を適用している下水道事業に、財務規定に加えて組織規定及び職員の身分取り扱い規定も適用する、法の全部適用を行うものでございます。

また、水道事業と組織を統合するため、上下水道局を設置し、あわせて両事業を統括する上下水道事業管理者を設置いたします。これらに伴い、水戸市下水道事業の設置等に関する条例を廃止するものでございます。

2の施行期日につきましては、平成31年4月1日でございます。

2ページ以降に、参照条文としまして水戸市下水道事業の設置等に関する条例を添付してございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

続きまして、水戸市下水道に関することにつきまして、下水道管理課提出の資料により御説明いたします。

1の改正理由につきましては、先ほどの廃止理由と同様ですので省略させていただきます。

2の主な改正内容につきましては、(1)市長を上下水道事業管理者に改める。(2)規則で定めていた事項を

管理者が定める事項とする。ほかに、文言の整理を行うものでございます。

3の施行期日も同様に、平成31年4月1日でございます。

2ページ以降に、新旧対照表を添付してございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、水戸市下水道事業受益者負担に関することにつきまして、下水道管理課提出の資料により御説明いたします。

1の改正理由につきましては、同様ですので省略させていただきます。

2の主な改正内容につきましては、(1)市長を上下水道事業管理者に改める。(2)規則で定めていた事項を管理者が定める事項とする。ほかに、文言の整理を行うものでございます。

3の施行期日も同様に、平成31年4月1日でございます。

2ページ以降に、新旧対照表を添付してございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、水戸市若宮スポーツ会館に関することにつきまして、下水道管理課提出の資料により御説明いたします。

1の改正理由につきましては、同様ですので省略させていただきます。

2の主な改正内容につきましては、(1)水戸市若宮スポーツ会館の管理を上下水道事業管理者が行うとする規定を追加する。(2)市長を上下水道事業管理者に改める。(3)規則で定めていた事項を管理者が定める事項とする。ほかに、文言の整理を行うものでございます。

3の施行期日も同様に、平成31年4月1日でございます。

2ページ以降に、新旧対照表を添付してございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

なお、これら4つの案件につきましては、平成30年第4回水戸市議会定例会に議案として提出する予定でございます。

よろしくをお願いいたします。

○黒木委員長 次に、(5)の水戸市児童遊園に関することについて、執行部から説明願います。

上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 それでは、お手元にお配りしてございます公園緑地課提出の資料、水戸市児童遊園に関することについて、御説明いたします。

1の改正理由につきましては、開発行為による帰属に伴い児童遊園11カ所を新たに条例に追加するほか、既存の児童遊園7カ所につきまして位置の訂正のため、関係規定を改正するものでございます。

次に、2の改正内容の(1)につきましては、お手数ですが2ページをお開き願います。

新旧対照表になってございます。表の左側が現行、右側が改正(案)となっております。

初めに、児童遊園の追加につきましては、右側の改正(案)の表中、名称の欄3段目になりますが、網かけ部分に水戸市笠原町下組第5児童遊園、同様に位置の欄に水戸市笠原町8番39と追加するものでございます。他の10カ所の児童遊園についても同様でございます。

さらに、(2)につきましては、左側の現行の表中、位置の欄でございますが、上から11段目の網かけ部分に水戸市新原1丁目3063番7と記載されておりますが、これを右側の改正(案)の位置の欄で、水戸市新原1丁目3063番16と訂正するものであり、他の6カ所も同様に位置の改正をするものでございま

す。

ただいま御説明しました11カ所の児童遊園の追加につきましては、施設の概要としまして4ページから25ページにそれぞれ位置図と平面図がございますので、お目通しいただきますようお願いいたします。

ページを1ページにお戻し願います。

3の施行期日につきましては、児童遊園の追加については平成31年1月1日からとし、児童遊園の位置の訂正については公布の日といたします。

なお、参考といたしまして現在の児童遊園数につきましては255カ所でございます。今回の11カ所を合わせますと266カ所となる見込みでございます。また、児童遊園の総面積につきましては、現在の8万6,101.96平米に対しまして、今回追加する5,602.24平米を合わせまして、合計9万1,704.2平米となる見込みでございます。

最後になりますが、本件の水戸市児童遊園に関することにつきましては、12月の第4回市議会定例会に議案として提出する予定となっております。よろしく願います。

説明は以上です。

○黒木委員長 次に、(6)の指定管理者の指定に関することについて、執行部から説明願います。

上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 引き続きよろしく願います。

それでは、お手元にお配りしてございます公園緑地課提出の資料、指定管理者の指定に関することについて、御説明いたします。

1の理由につきましては、新たに1カ所の都市公園及び先ほど御説明いたしました開発行為による帰属により11カ所の児童遊園を追加指定するためでございます。

次に、2の管理を行わせる公の施設の名称につきましては、(1)都市公園としまして、常磐の杜第3街区公園。(2)児童遊園としまして、片仮名のアの水戸市笠原町下組第5児童遊園から、サの水戸市米沢町代官山下第1児童遊園までの11カ所でございます。

次に、3の指定管理者となる団体の名称につきましては、一般財団法人水戸市公園協会でございます。

次に、4の指定の期間につきましては、平成31年1月1日から平成33年3月31日としてございます。

最後になりますが、本件の指定管理者の指定に関することにつきましては、12月の第4回市議会定例会に議案として提出する予定となっております。よろしく願います。

説明は以上でございます。

○黒木委員長 次に、(7)の指定管理者の指定に関することについて、執行部から説明願います。

木村技監兼住宅政策課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 それでは、住宅政策課から指定管理者の指定に関することについて、御説明いたします。

お手元の都市計画部住宅政策課提出の資料を御参照願います。

1の管理を行わせる公の施設の名称でございますが、市営住宅といたしまして、元山町住宅から大山台住宅までの28住宅。それから特定市営住宅といたしまして、大山台住宅の1住宅でございます。

2の指定管理者となる団体の名称でございますが、一般財団法人茨城県住宅管理センターでございます。

3の指定の期間でございますが、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間でございます。

次に、裏面をお開き願います。参考資料について、御説明いたします。

1は、指定管理候補者の名称、所在地、代表者を記載してございます。

2は、今回の指定管理者候補者となります団体の提案型事業といたしまして、緊急連絡先・安心カードの配布、子どもを守る110番の車の運行の対応など、7項目のサービス向上について記載してございます。

また次ページには、市営住宅の各住宅名と管理戸数を取りまとめた位置図を添付してございます。

最後になりますが、この指定管理者の指定につきましては、平成30年12月の第4回市議会定例会に議案として提出してまいりますので、よろしく御願いいたします。

説明は以上でございます。

○黒木委員長 次に、(8)の市道路線の認定及び廃止に関することについて、執行部から説明を願います。

大森建設計画課長。

○大森建設計画課長 それでは、市道路線の認定及び廃止に関することにつきまして、御説明申し上げます。

建設部建設計画課提出の資料を御参照願います。

今回は、認定47件、廃止3件の計50件でございます。

ページを返していただきまして、1ページをお開き願います。

市道の路線数及び延長の内訳でございますが、平成30年7月1日現在の路線数は7,583本、総延長が227万856.31メートルとなっております。今回の市道路線の認定及び廃止によりまして、路線数が44本の増、延長が6,812.88メートルの増となりますので、路線総数が7,627本、総延長が227万7,669.19メートルとなります。

続きまして、2ページ目をごらんください。

市道認定路線等の内訳でございます。認定となる路線としましては、開発行為による帰属が44本で、延長6,541.26メートル。寄附による市道路線認定が1本で、延長が35.03メートル。再認定道路が2本で、延長1,810.84メートル。

次に、廃止でございますが3本で、延長1,574.25メートルとなっております。

認定する路線の合計は44本で、延長6,812.88メートルとなっております。

続きまして、ページを返していただきまして3ページをお開き願います。

3ページ目から7ページ目につきましては認定となる路線の、それから8ページにつきましては廃止路線につきまして、路線名、起点、終点、延長、幅員、道路種別をお示ししてございます。

9ページ目から40ページ目につきましては、対象路線の位置図となっております。位置図につきましては見開きで、左側の奇数ページに道路認定路線図、右側の偶数ページに詳細図をお示ししてございます。このうち認定となる路線につきましては9ページから36ページにかけて、廃止となる路線につきましては37ページから40ページにかけてお示ししてございます。

あわせて別添の参考資料として、道路実測図の資料を提出させていただいておりますので、後ほど御参照

のほどお願いいたします。

以上、説明させていただきました案件につきましては、平成30年第4回市議会定例会に議案として提出してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○黒木委員長 以上で、第4回定例会提出予定案件の説明は終わりました。

[発言する者あり]

○黒木委員長 はい、松本委員。

○松本委員 あのですね、今日は代表者会議が議会のほうで行われる予定と聞いております。私も代理で出る予定になっているんですけれども、村田委員がお休みなものですから。

下水道部のほうは、組織統合しますよね。その場合の委員会の所管の扱いを今日の代表者会議で協議することになっているんですよ。そこで、ちょっとこう、こういう考え方はできないかなと思っているんですけども、今、上下水道局ってなっていますよね。水道部と組織は一緒であっても、水道部と下水道部っていうそれぞれの名前が、局がつくことによって、今までの所管の委員会で審議ができるのかなと、こういうふうに思っているんですよ。この辺は、4月までに間に合えばいい話なので、今日結論を出さなくてもいいわけなんだけれども、できれば12月の議会に出しておけば一番いいのかなというふうに思っているんですけれども。この扱いは議会のほうで決めるから、執行部のほうでは、何かこう、希望するようなことってないんですか。所管はどこで扱ってもいいというような。組織改正に伴って統合することによって、どこで扱われても執行部のほうはいいよというような意向なのか。それによって、代表者会議の中で決めていく、決め方っていうのがあるのかなというふうに私は思っているんですけれども。今はそういう考えているのはありますか。

今日これが初めて出てき、今日代表者会議をやる予定ですよ、委員長ね。

○黒木委員長 そうです、1時から。

○松本委員 1時からやる予定ですよ。そうすると、これが議題になるんでしょう、今日は。

○黒木委員長 いや、ちょっとそこは聞いてないです、すみません。そうなんですか。

○松本委員 多分、議長に聞けばそうなんだろうと思うんですけども。だから、今日は結論が出せなければしょうがないから、扱いをどこにするかっていうことがちょっと私自身もどうしたらいいのかなというふうに思っているんですよ。だからそれだけ局がつけば、今までどおり水道は産業水道委員会でやって、下水道は都市建設委員会でやって、というような審議の仕方も一つの方法としてあるのかなというふうに思ったものですから。皆さんのほうでこうしてほしいよというような意見でもあれば、参考にしたいなというふうに思っているんです。

以上です。

○黒木委員長 秋葉副市長。

○秋葉副市長 松本委員の、上下水道の組織を所管する委員会の御質問でありますけれども、組織としては上下水道局ということで、局長イコール上下水道事業管理者が置かれます。その下に今までと同じように水道部と下水道部の2つの部がぶら下がっているという形になっておりまして、2つの部を所管するのはあく

までも上下水道事業管理者になります。今までの所管ですと、下水道部が当然都市建設委員会ですし、水道部は産業水道委員会ということになっておりまして、現行どおりであれば事業管理者が1人しかおりませんので、どちらかの委員会に、私もそうなんですけれども、順番に出るというような形もありますし、委員会そのものの構成を議会のほうで御論議いただくという考え方もあるわけでございます。ですから、現行どおりというやり方も可能ですし、議会のほうで上下水道一体で議論すべきだという形でありまして、委員会そのものの再編と言いますか、編成ということに踏み込むという、それはもう議会のお考え次第でございますけれども、そういう選択もあるのかなというふうには思っております。ただ、現状認識といたしましては、現行の所管のままでも審議いただくことは十分可能ではないか、というふうには考えております。

以上です。

○黒木委員長 松本委員。

○松本委員 副市長さんと私の考え方がちょっと違ったんですけども、それぞれに局がなければ今までどおりの分離で審議というのは難しいんじゃないのかなど。今は一本化ですから。だから水道は水道、下水道は下水道で別々に審議していくっていうのは、この組織統合したとなるわけでありまして、別々にするというのはちょっと難しいのかな、そういう考え方は私を持っていたものですから。だからそれぞれに局をくっつけてしまえば、例えば管理者が1人であったってそれは交代交代で出ればいいんであって、今の副市長さんと同じようにという方法はとれるのかなとは、私自身はそういう考え方で今日の代表者会議でそういう提案もしてみたいなというふうに思っているんですけども。あとは成り行きに任せて、そのときによって、また執行部側とも相談をしながら、ね、はい。

○黒木委員長 ありがとうございます。

この際ですけれど、資料等の請求はよろしいですか。

中庭委員。

○中庭委員 今回の上下水道部の組織統合に関する13本の案件のうち幾つかは都市建設委員会に付託になると思うんですけども、上下水道部を一本化した自治体というのは県内で何カ所ぐらいあるのかというのを資料としていただきたいというのと、もう一つはですね、水道部、下水道部の職員体制がありますけれども、これは現在何人なのかと、一本化することによってそれぞれ何人になるのかということについて、ぜひ資料を提出していただきたいと思います。

以上です。

○黒木委員長 今、中庭委員さんのほうから2点ありましたけれども、上下水道一本化している自治体は前例として全国で何カ所あるんですかという。

〔「そうそう。県内でも全国でもどれくらいあるのか」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それは、よろしいですか、資料提出で。

〔「所管の扱いではないでしょう。ちょっと委員長ね」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 今回12月議会に上下水道の一本化の議案が出されますけれども、これを今日の代表者会議でどんなふうに決めるかはちょっとわかりませんが、いずれにしてもあと10日ですよね。10日で12月議会が始まるということなので、当然、今さら委員会を改編してどこで審議するかというのは事実上



これは無理であって、来年の4月以降にどうするかということになると思うんですね。あるいは特別委員会をこの12月につくって、特別に議論するという方法もあるけれど、実際はなかなか難しいですね。だからそういう点で、やっぱり私の意見としては都市建設委員会で下水道部のこの一本化の問題についてはしっかり議論していくということが、水道部については産業水道委員会でしっかり議論していくということが12月議会では一番合理的じゃないかと。その後はどういうふうにするのかはそれぞれ今後決めていくということなんですけれども。それで、私はやっぱり全国でどのくらいのところで組織を一本化しているのか、県内でもどのくらいのところで一本化しているのかというのがいろいろ知りたい。そして、当然どういう問題が一本化することによって起きているのか、あるいはどういう効果があったのかというのを調べてみたいと思いますので、ぜひですね、委員会のほうに提出していただきたいということなんです。

以上です。

○黒木委員長 下水道部さん、資料準備できますか。大丈夫ですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 じゃ、資料を求めることでよろしいですか。

それで、もう一点ありました職員数に関してですが、職員数に関しては、この件については今回総務環境委員会でも人事のほうで扱っておりますので、都市建設委員会にはそぐわないと思いますので、これはいいですか。総務環境委員会には共産党さんもいらっしゃいますので、そちらでやっていただければ。

○中庭委員 現在の職員数というのは分からないのかな。要するに、4月以降どういう職員数になるかというのはまあ別にして、現在どんな職員体制になっているのかというのを下水道部と水道部で出していただければ。どういう体制で、どういうふうに行っているのかと。今度一本化になりますからね、職員がね。職員体制が一本化になって、今までの下水道部の職員は市の職員の任務から離れて公営企業会計の職員になっていくということなので、私はできればその職員数も教えていただく、要するに実績ですね。今どんなふうな状況になっているのか、資料として出していただきたい。

○黒木委員長 下水道部、どうですか。

下水道部に関する現状に関しては資料請求でよろしいですか。はい。では、現状に関しましての資料ということで、取り扱いさせていただきたいと思います。

○中庭委員 もう一点なんですけれども、市営住宅を引き続き茨城県住宅管理センターに指定管理するという議案なんですけれども、審議するに当たってですね、茨城県住宅管理センターへの昨年度の委託料、今年度の委託料というのはどういうふうになっているのか、その内訳ですね。例えば修繕費だとか、それから人件費だとかいろいろありますけれど、そういう大ざっぱな資料でいいですので、昨年度の決算、それで今年度の場合はどういう予算になっているのか、ぜひ審議もしたいと思いますので、資料提出していただきたいと思います。

○黒木委員長 では、この市営住宅の委託料の件は、委員の皆さんいかがでしょうか。大ざっぱな形でいいですか。じゃ、出せる範囲で。

〔「そうですね」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 資料請求したいと思います。

資料、あと、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、ただいまの資料に関しましては、付託後に開催されます委員会に資料提出をお願いいたします。

次に、その他に入ります。委員から何かございましたら発言をお願いします。

中庭委員。

○中庭委員 これは加藤所長にお聞きしたいんですけども、11月15日にですね、監査請求が水戸市に出されました。中身はですね、建設用地の中の事前買収について、これは違法な支出だというものでありました。4億6,552万円の支出は違法だと。

それから2つ目はですね、もう一つは今年度予算ですね。4億4,750万円の支出、これについては、まだ事前買収のための予算であって差しとめるというものでありました。これは、弁護士、それから茨城大学の元先生、市民、元教師など、9人の方々によって監査請求が出されました。これについて、当然今度は監査委員のほうで審議になると思うんですが、やはり市民の皆さんから、この違法な支出に納得できないという強い意志が示されましたが、特にこの中で、事業認可もない、それから権利変換計画もないのに勝手にですね……

〔「委員長、これは新市民会館の特別委員会でやるんだから、特別委員会のほうでやってもらって。ここでやる話じゃない」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 いや、私はね、こういう監査請求が出されたので、やはりしっかり、今年度予算でも44億円が組まれているわけですから、しっかり受け止めるべきだと思うんですよ、この監査請求の重みを。それで、私も代表質問で繰り返し質問いたしましたが、これまでも水戸市は再開発組合が土地を買収、法に基づかない民民の買収だということを言っていたんですよ。しかしですね、実際はそのお金は水戸市が出しているということでありまして、極めて違法な支出が行われているということなんですが、これについて、この監査請求をどういうふうにとめているのかお答えいただきたい。

〔「特別委員会をやるんだから、それを言っちゃあれだよ、今日午後もあるんだから。午後やっぺよ。俺も言いたいことあるんだからいろいろ」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 監査請求という形で、正式に出されているわけですよ。今のこの、都市建設委員会でやる内容とはちょっと違うレベルの問題だと思います。また、委員さんからも発言があったように、今日は午後も特別委員会をやりますので。それでもちょっと違うレベルの問題だと思うんですが。ここで答えろと言っても誰も答えられないと、監査請求されているものは。だから粛々と事務執行していくしかないと思うんですけども。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 同じことだったらもうそういうことで……

○中庭委員 だったらばね、私、新市民会館の特別委員会がありますからそこでしっかりやりたいと思うんですけども、いずれにしてもね、そういう監査請求が出たという重みですよ。しっかり、執行部でも受

けとめていただいて、執行部が暴走して事業を進めるというやり方は私は間違っているというふうに思います。

それからもう一つですね、これは住宅政策課の課長さんにお聞きしたいんですけども、実は今年の9月25日に市営住宅の家賃滞納をされている方に、現在住んでいる600世帯の方に、支払わなければ住宅の明け渡し、連帯保証人に対して家賃の支払いを求めるという通知を出しましたよね。この結果、どういう反応があったのかお答えいただきたい。

○黒木委員長 木村技監兼住宅政策課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

9月に発送しました滞納者約600世帯に発送したのはがきにつきましては、督促状並びに催告書ということで送っております。こちらに関しては、約100世帯からの何らかの反応が来ております。こちらに関しては、過去にうっかり滞納してしまった世帯の方、あとは分納相談と、直接事務所のほうに来ていただいて御相談をしているというような内容でございます。

〔「はい、委員長」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 はい。中庭委員。

○中庭委員 4日前ですか、私のところにこういう訴えがあったんですけど、それはですね、ずっと生活保護を受けていたと。それで生活もぎりぎり、生活保護を受けた以降は家賃はきちんと納めている、もちろん天引きですから納めていると。しかしその生活保護になる前の家賃については滞納があって、この滞納分を支払いたくてもぎりぎりの生活なので支払えないということの訴えがありました。しかしその通知の中では、まず滞納家賃を支払うこと、2つ目は住宅の明け渡しを行うこと、そして3つ目は連帯保証人に対して請求いたしますというこの3つの中身の通知でありました。この方は住宅を明け渡しということになってしまったらば、ホームレスになってしまう、今もう夫婦で70歳を過ぎていますので、とても生活できないということで、非常に困ったと。そして連帯保証人は神奈川県と東京都にいるんですけども、そちらからも何でこんなことになってしまったんだというお叱りを受けて、とてもその連帯保証人の方も高齢で支払えないと。どうしたらいいかという相談があったんですけども。そんなことで、高齢者の方、そして生活保護を受けている方について、市役所は住宅の明け渡しを求めますか、今後。そして、連帯保証人に対しても支払いを求めるのかどうか、お答えいただきたい。

○黒木委員長 木村課長、今質問のあったそのはがきに3点書いてあったということとともに、市役所のほうに相談してくださいということは書いてあるのかどうなのかということも聞きたいので。基本的にはさっき600通出してほぼ100件は相談に来ているということに関して、相談に来ていただければ問題解決につながっていくんじゃないかなというふうに、毎回この委員会をやるたびにこの問題は出てくるので思うんですが、その辺を含めてちょっと答弁いただけますか。

木村課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

個々の個人的な話になりますといろいろ問題がありますので、お話しはできないので御了承願いたいと思うんですけども、今回送ったはがきに関しては、滞納者全員を対象としたはがきになっていますので、諸事

情のある方にも一緒に送っているのが現状でございます。あそこに、そういったいろいろな事情があれば、ちょっと一言入っていただければよかったのかなど、発送した後の反省点として担当者のほうと話しているのが現状でございます。次回そういったはがき等を送る場合は、御相談願いますとは書いてあるんですけども、もうちょっとよく読めるところに記載をして対応していきたいと考えております。

○中庭委員 やっぱり、送られてきた人たちの状況、一つ一つ状況ってあるわけですよね。生活保護を受けている、生活困窮している、高齢者、いろんな方がたくさん、いろんな事情で家賃滞納をしてしまったという方もいらっしゃいますから、今、木村課長が言うようにですね、それぞれの状況に応じて適切な対応をします。やっぱり高齢者の方を無理やり追い出すようなことはあってはならない。そして、生活ができないような取り立てをやるといふことはしないように、そしてそういうことも含めて適切に処理していただきたいと思っております。

以上です。

○黒木委員長 ほかに、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、以上をもちまして、本日の都市建設委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時42分 散会